

全農薬通報

№262

平成21年 8月20日

***** も く じ *****

◎組合からのお知らせ

- ・食の安全シンポジウム（水戸市開催）
- ・植物防疫団体総務連絡会
- ・第35回安全協常任幹事会及び賛助会員との打ち合わせ会
- ・全国農薬厚生年金基金第39回代議員会及び第50回理事会
- ・全農薬受発注システム利用メーカ連絡協議会
- ・組合員の異動等について

◎催物のお知らせ

- ・日植防主催シンポジウム
- ・報農会主催シンポジウム

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・全国農薬厚生年金基金

◎農薬関連トピックス

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針の一部改正について
- ・「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の制定について
- ・花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について
- ・国内での新型インフルエンザ感染拡大に備えた「基本的対処方針等のQ&A」改訂について

◎平成21農薬年度農薬出荷実績表5月、6月末現在（農薬工業会）

◎全農薬ひろば（蓮の花）



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1.「食の安全シンポジウム」(茨城県水戸市開催)

①日時：平成21年6月25日(水) 13:30~16:00

②場所：公立学校共済組合「ホテルレイクビュー水戸」(2F)

③「食の安全シンポジウム」終了報告

今回の「安全協農薬シンポジウム」は、「食の安全と農薬の関わりについて、農産物生産に関する最近の取り組みについて広く知ること、消費者と生産者双方の理解を得る。」を目的に、地域の実情に合わせ手作りのシンポジウムとした。シンポジウムの様子は以下のとおり。

○茨城県植物防疫協会事務局長小沼健司さんの進行により定刻スタート



◆開催日時：平成21年6月25日
13:30~16:30

◆開催場所：ホテルレイクビュー
水戸2F

◆参加人員：主婦や生産者など約
200名

◆主催：全国農薬安全指導者協議会

◆協賛：茨城県植物防疫協会、農薬
工業会茨城県支部、茨城県農薬卸連
絡協議会

◆後援：茨城県、全国農薬安全指導
者協議会茨城県支部

○茨城県農薬卸連絡協議会 谷口(やぐち)会長による開会挨拶



○消費者や生産者の皆さんを対象に農薬の果たす役割、食の安全に向けた取組などについて理解を深めて頂くため、茨城県植物防疫協会、農薬工業会茨城県支部、茨城県農薬卸連絡協議会と協賛し、茨城県後援のもと、今回のシンポジウムを企画しました。今回のこれが、生産者と消費者の信頼につながり、リスクコミュニケーションの一助になれば幸いですと挨拶した。

◎一部：本山先生の講演



講演テーマ：農薬とは何？

1. 農薬とは。
2. 農薬はなぜ必要か。
3. 農薬の登録制度。
4. 食品残留農薬の実態と消費者への安全性。
5. 有機農業と“自然農薬”の危険性。
6. 農薬の環境問題の実態。

本山先生は長年の研究データをもとに、上記6項目について分かりやすく講演された。

エコ認定農作物と通常栽培農作物との残留農薬の検出率、残留濃度に差がないといった調査データや、FAO が先日発表した世界の飢餓人口が10億人を超える現実の中にあって、日本では残留基準値をちょっとでも超え農薬が検出された場合、人体に殆ど影響のない微量であっても全て破棄されてしまう現状を挙げ、安全性に対する正しい情報が理解されていないと指摘した。

◎二部 パネルディスカッション「食の安全を意識した農産物について」

司会者がコーディネータとパネリストのプロフィールを紹介後、コーディネータの茨城大学佐合教授による進行でパネルディスカッションが進められた。



パネリストの皆さん

向かって左から

◆佐合隆一先生

茨城大学教授

◆岩崎 勤先生

結城市トマト栽培農家

◆谷島朋子先生

いばらきコープ全域理事

◆千葉恒夫先生

茨城県病害虫防除所所長

◆上田康郎先生

茨城県農産課技佐

◆本山直樹先生

東京農業大学客員教授

◇最初に自己紹介を兼ね「それぞれの職業、立場と農薬とのかかわり」についてお話していただき、「食の安全性を意識した農産物生産の取組」に焦点を当てたパネルディスカッションを行った。

◇コーディネータによる課題提起

○ 農薬の必要性について

「食の安全を意識した農産物生産」であれば、農薬を使わなければ良いのではないのか。

消費者としては「できれば使ってもらいたくない」と思われるが、なぜ使わなければならないのか。に対し、生産者の岩崎さん、防除所長の千葉さん、行政の上田さんと、それぞれの立場から発言された。

主な意見：品質、生産コスト、国民食糧の安定供給等から農薬は必要。また、有機農業には国民の食料の安定供給面から限界性が感じられる。



○消費者が本当に知りたい情報は何か

「農薬の必要性、農薬の安全性が説明されても、まだ信じられない人も多い、もっと知りたい、あるいは「農家が安全使用基準を守っているのか」など、消費者が本当に知りたい情報が十分得られない。また、売り場で農薬履歴を見ても農薬名のカタカナ表記の羅列では、その農産物の安全性をその場で判断することは困難である。」との意見に対し、

消費者（谷島さん）：GAP や、防除履歴の記帳運動など実践されているのは知っているが、カタカナ農薬名の羅列では本当の内容は理解出来ないし、こんなに使っているのかと、逆に不安になる。 また、殺虫剤、殺菌剤のように農薬にはみんな「殺」という字がついており、消費者の不安を更に増長させる。生産者（岩崎さん）、防除所長（千葉さん）、行政（上田さん）の順に意見を述べる。

◆主な意見：ほんとうに必要なのは情報ではなく信頼関係ではないか。信頼関係ができれば面倒な生産履歴など必要ない。

○安心を得るためのコスト

県では特別栽培などの取り組みを行っているが、農薬の使用基準どおりに散布されていれば安全性は「有機栽培」も「特別栽培」も「慣行栽培」も差はないのではないか。しかし、「有機栽培」も「特別栽培」も生産には大変な努力（コスト）を要する。

行政（上田さん）： 残留農薬も各種機関で調査されているが、いずれの栽培方法でも何ら問題となる事例は生じていない。「有機栽培」「特別栽培」「慣行栽培」で安全性（危険性）は変わらない。消費者の安心感を得るために差別化されているにすぎないのではないか。



○会場の様子（ パネリストの先生達の熱心な討論に、みんな真剣な表情。）

専門家（本山先生）：農産物の安全性は無農薬が良いのではない。農薬を使わないことがむしろ危険な場合もある（カビ毒）、「農薬まがい品」を使った有機栽培と称するものの方がずっと危険。

○農薬の毒性評価にかかわる疑義

農薬の安全性は膨大な経費をかけて、現存する化学物質の中では最も安全性が明らかなものである。しかし、農薬散布をされると市民の中で「かぶれる」「せきこむ」などの症状を訴える人がいるということが話題になったりするが、現行の動物実験で安全性の証明に不十分な点はないのか。

専門家（本山先生）：農薬は農薬取締法により、農薬製造者の安全、農薬散布作業者の安全、環境生物に対する安全、農薬残留農産物の安全。すべての人に安全性が担保される条件下でしか使用できない。

人間への安全性を保証するため、動物実験の数値に安全係数を更に乗し、安全性を評価しており、人に対する安全性は十分確保されている。



○熱心にメモする参加者



○今回は、女性の参加者も目立った。

総 括

○コーディネータ 佐合先生： 我々の年代（団塊の世代）は、堆肥や下肥で栽培した野菜は生で食べられなかったし、必ず加熱して食していた。学校では検便検査があり、蛔虫など寄生虫の問題があった。このため、当時の進駐軍指導により、化学肥料で栽培したものを「清浄野菜」と称し、ワンランク上に評価したうえ、国をあげて化学肥料を使った栽培を推薦していた。 このように、食の安全性をめぐる問題は時代の経過により変わるが議論はつきない。「リスクゼロ」ということは現実にはあり得ないことであるし、農業を使わないことによるリスク（例：ファイトアレキシンがアレルゲンになる可能性）や、使うことによるリスクを真剣に議論するリスクコミュニケーションが科学の進歩には大切なことではないか。また、先生はフードファディズムに左右されないリスクコミュニケーションの必要性を強調し、パネルディスカッションの最後を締めくった。

参加者の声

食のシンポジウムに参加して……

「これまで農薬に対しては悪いイメージを抱いていたが、このシンポジウムに参加して考えが変わった。食糧自給率の向上や農家の後継者問題を解決するためにも、農業のことを真剣に考え、無農薬にも農薬使用にもリスクがあることを私たち消費者がきちんと理解し、生産者を支え農業を育てていかなければいけない」と水戸市から参加した女性は感想を語った。（常陽新聞 6月30日）より抜粋。

注1) ファイトアレキシンとは

ファイトアレキシンは植物が昆虫に食害されたり病原菌に感染したときだけに生合成されて昆虫を忌避させたり病原菌を殺菌して防御する物質を指す。

注2) フードファディズムとは

食べものや栄養が健康と病気に与える影響を過大に信じること、科学が立証した事実に関係なく何らかの食べものや栄養が与える影響を過大評価することである。科学が立証したことよりもその影響を信じ固執していることである。なおフードファディズムの対象となりやすいものは、健康に好影響をもたらすような食品、有害性が疑わしい食品をはじめとして、ダイエット食品、健康食品、ミネラルウォーターなど様々である。

◎最後に主催者を代表し「全国農薬安全指導者協議会」田中康貴会長からお礼のあいさつ



④参加者（敬称略）：

茨城県農薬卸連絡協議会：谷口 武（会長）

安全協茨城県支部(安全コンサルタント)： 清水栄（県幹事）、浅野厚、安達幸雄、大畠尚、皆川康雄、武藤紀雄、吉澤達也他

全国農薬協同組合（事務局）

田中康貴（教育安全委員長）、金子昌弘（経済活動委員長）、松村博三（理事：教育安全委員）

宮坂技術顧問、堀江参事

2. 植物防疫団体総務連絡会

①日時：平成21年6月26日（金）16：00～

②場所：(財)日本植物調節剤研究協会 3F会議室

③協議事項：

- ・各団体の行事予定について（各団体の行事が重ならないよう調整をした。）
- ・情報交換

・その他

④参加者：宮坂技術顧問

3. 第35回安全協常任幹事会及び賛助会員との打合せ会

(1)「常任幹事会」

日時：平成21年7月14日（火）11:00～15:10

場所：虎ノ門パストラル新館3F「おもと」

議題：（詳細は会議内容参照）

平成21年度事業実施状況、事業費収支実績、中間報告について

平成22年度事業計画、収支予算(案)について

その他

(2)「賛助会員との打合せ会及び講演会」

日時：平成21年7月14日（火）15:15～17:00

場所：虎ノ門パストラル新館6F「ペーシュ」

議題：

平成21年度事業実施状況、事業費収支実績、中間報告について

平成22年度事業計画、収支予算(案)について

(3) その他

特別講演（16:00～17:00）

「農薬の安全性をめぐる動きについて」

講師：(社)日本植物防疫協会 技術顧問(東京農業大学 客員教授) 上路雅子氏

○ 会議概要



◆ 開会に当たり挨拶する田中安全協会長

◆ 常任幹事会の様子

午前11時からの常任幹事会では、平成21年度の事業実施状況や事業収支の中間報告を確認、また、平成22年度の事業計画並びに収支予算を協議した。

平成22年度の運動方針として掲げたのは、①安全な農産物の確保を図るため、農薬使用者に対して農薬使用基準に定められた使用時期、使用回数等の遵守・徹底を推進する。

②一般消費に対し農薬の安全性、有用性、並びに正しい知識の普及に努める。③農薬の物流における安全性確保のための危機管理を徹底する。の三つを掲げた。

事業方針としては、①農薬安全指導運動の実施 ②技術販売体制の強化 ③「指導農薬」制の実施 ④農薬安全使用確認運動の推進 ⑤一般消費者への農薬の安全性広報活動の実施 ⑥農薬の物流における安全性確保の徹底 ⑦空容器及び残農薬・廃棄農薬適正処理の推進の七項目を挙げた。

また、事業計画としては、①本部の活動計画として、安全協組織の強化、全国集会の開催、地区協議会の開催、常任幹事会の開催、賛助会員打合会、アンケート調査の継続、農薬費低減のための行動指針、「農薬コンサルタント」の養成、農薬工業会及び緑の安全推進協会との連携強化を掲げた。②支部の活動計画としては、県別の重点活動テーマの実施、「農薬管理指導士」「農薬適正使用アドバイザー」との連携、農薬シンポジウムの開催、県農薬危害防止協議会への積極的な参加、農薬費低減のため、農薬の効率的利用を推進、「安全協農薬物流マニュアル」の活用、空容器、残農薬、廃棄農薬の適正処理の推進。等を掲げ、安全協活動を積極的に推進することを確認した。

平成 22 年度の目玉事業としては、「農薬シンポジウム」を、これまでの 1 カ所から 3 カ所と開催県を増やし、農薬の正しい理解を得るために地域の実情に合わせ積極的に取り組むこととした。(参考：平成 22 年度開催予定地区：東海、近畿、四国地区)

なお、15 時 15 分から、賛助会員・常任幹事打合会に入り、平成 21 年度安全協事業の実施状況、収支実績及び平成 22 年度事業計画・収支予算等を説明した。

その後、16 時から、(社)日本植物防疫協会の技術顧問で国の農薬の安全性評価の委員でもあり、農薬の安全性問題に精通しておられる上路雅子先生による「農薬の安全性をめぐる動き」についてご講演いただいた。その後、会場を別の部屋に移し、寺田農水省農薬対策室長の挨拶に続き、大友環境省農薬環境管理室長の乾杯の音頭で情報交換会を開催し、最後は日産化学(株)の平田常務の中締めで盛会のうちに散会した。

4. 全国農薬業厚生年金基金第39回代議員会及び第50回理事会

日時：平成21年7月15日(水) 11:00～

場所：全農薬会議室

5. 全農薬受発注システム利用メーカー連絡協議会

日時：平成21年7月22日(水)

場所：全農薬会議室

議題：

- (1)新規利用メーカー拡大対策について(未利用メーカー訪問報告)
- (2)組合員利用、申し込み状況、利用促進について
- (3)組合員からの要望について
- (4)各社の運用対応について
- (5)システム利用メーカー連絡協議会の会則(案)について
- (6)その他

組合員の異動等について

1. 安全協幹事交代

【三重県】

氏名：黒川裕規（前任者：吉田利万）
会社名：㈱黒川農薬商会
住所：〒510-0082 四日市市中部13-13
電話番号：0593-53-5678

2. 組合員社名変更

【静岡県】

旧社名：㈱加村薬局 ⇒ ㈱加村農薬
住所、電話番号、FAX番号等の変更はなし

【岐阜県】

旧社名：㈱伊藤利一商店 ⇒ 新社名：㈱伊千呂（平成21年1月付け）
代表者名、住所、電話番号、FAX番号等の変更はなし

3. 組合員住所変更

【秋田県】

㈱コハタ 秋田営業所
新住所：〒011-0901 秋田市寺内字イサノ21番地5
電話番号、FAX番号は変更なし
営業開始日：平成21年8月24日（月）

【富山県】

山正富山営業所
新住所：〒939-0302 射水市大江207-1
電話番号、FAX番号は変更なし

催物のお知らせ

1. (社)日本植物防疫協会主催シンポジウム「防除と農薬をめぐる新たな検討課題」

◆日時：平成21年9月11日（金）10:30～17:20

◆場所：日本教育会館一ツ橋ホール

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 Tel 03(3230)4554

◆主催：社団法人日本植物防疫協会

◆開催趣旨：

国際化の流れの中で、自給率向上、低コスト安定供給、一層の安全確保等、今後の我が国農業の展開には様々な課題が課せられている。このような中、病害虫・雑草防除とその最も重要な資材である農薬に対しても新たな検討課題が生じている。そこで本シンポジウムでは、こうした新たな検討課題と最新の検討状況をひろく紹介し、今後の展開

方向を探る。

◆参集範囲：国及び都道府県の行政・試験研究機関・普及指導機関、独立行政法人、大学、JA、農薬企業、防除機企業及び関係団体（定員 800 名）

◆参加費：無料

◆プログラム：

10:30 開会

10:40 今後における残留試験の展開と GLP 制度の適用

(独)農林水産消費安全技術センター農薬検査部池田淳一・赤川敏幸

12:00 ～ 13:00 昼食休憩

13:00 飼料作物の展開方向と防除をめぐる課題

全国農業協同組合連合会

13:50 農薬に対する国内外の規制強化とその影響

農薬工業会技術委員会服部光雄

……14:45～ 15:00 休憩……

15:00 農薬の天敵影響の実際と I P M 体系への反映

(社)日本植物防疫協会 高木豊

15:50 土壌くん蒸剤をめぐる新たな課題

農林水産省植物防疫課 大岡高行

16:45 総括質疑

17:20 閉会

締め切り：8 月 28 日

2. 第 24 回報農会シンポジウム「食料自給力の向上と植物防疫」

◆趣旨：

わが国の食料自給力向上をめざすための一つの方策として、水田を十分活用したコメを中心とする生産の安定と効率化を進めることが不可欠である。そのため、今後の技術開発の方向と水田を活用した安定かつ効率的なイネ・大豆の栽培上の現状と課題について話題提供を受けて討議し、植物防疫の果たす役割を展望する。

◆主催：(財)報農会

◆日時：9 月 25 日（金）10:00～17:00

◆場所：「北とぴあ」つつじホール

◆講演題目

1. 飼料用イネの生産の現状と課題

2. 水田活用による大豆生産の現状と課題

3. 水稻の高品質安定生産をめぐる課題

4. マルチラインといもち病流行への対応

5. 食料自給率向上をめざす農業分野の研究開発の現状と今後の展望

◆参加費：一般 2000 円、学生 1000 円

◆連絡先：FAX：0 4 2－3 8 1－5 4 5 5

主 な 行 事 予 定

〔全国農薬協同組合〕

平成 21 年 9 月 17 日 (木)	第 245 回理事会
9 月 28 日 (月)～10 月 2 日 (金)	第 71 回植物防疫研修会 (牛久)
10 月 27 日 (火)	監査会
11 月 24 日 (火)	第 246 回理事会
11 月 25 日 (水)	第 44 回総会・第 32 回全国集会記念パーティ (平河町：海運クラブ)
12 月 10 日 (木)	第 24 回理事会

〔全国農薬業厚生年金基金〕

平成 21 年 8 月 5 日 (水)	資産運用委員会及び財政検討委員会
9 月 16 日 (水)	第 40 回代議員会及び第 51 回理事会

農薬をめぐるトピックス

英国食品基準庁 (FSA) は、2009 年 7 月 29 日、有機食品の栄養価、健康機能成分が、通常の栽培の食品と比較して大きな差は認められなかったという研究報告書を発表した。(FSA プレスリリース)

Organic review published
Wednesday 29 July 2009

(英国食品基準庁の HP) より

FSA (英国食品基準庁) の委託した独立したレビューの結果、オーガニック食品と通常食品の間には栄養素の含量や何らかの健康影響について大きな違いはないことが示された。この調査報告は特に栄養価について集中的に評価した。

FSA の消費者の選択と健康的な食生活部門の長である Gill Fine は、「人々が正確な情報を得ることを確保することが、我々が食べる食品を情報を与えられた上で選択を可能にするには必須である。この研究は人々がオーガニック食品を食べるべきではないことを意味するわけではない。

この研究が示しているのは、オーガニック食品と通常の食品に、仮に僅かな栄養価の違いがあるとしても、オーガニック食品を食べることによる健康上のメリットがあるという証拠はない、ということである。」と述べている。

「FSA は消費者の選択を支持し、オーガニック食品に対して賛成でも反対でもない。人々がオーガニック食品を選ぶ理由は動物の福祉や環境への懸念など様々であろう。FSA は消費者に最良の科学に基づく正しい情報を提供し続ける。」この研究は London School of Hygiene and Tropical Medicine

(LSHTM: ロンドン大学公衆衛生専門大学院)が行った系統的レビューである。Alan Dangour 博士らが過去 50 年間に発表されたオーガニックと通常食品の栄養含量や健康影響についての全ての論文をレビューした。このレビューはこの分野でこれまで行われた研究の中では最も包括的なものである。

FSA は最も最新の科学に基づく正確な情報を消費者に提供するための任務の一環としてこの研究を委託した。

この研究報告は二部構成で、一つは栄養素の差とその意味について検討し、もう一つはオーガニック食品を食べることによる健康影響について検討した。結果を報告した論文は American Journal of Clinical Nutrition が発表した。

この論文の筆頭著者で LSHTM の栄養と公衆衛生介入研究ユニットの Dangour 博士は以下のように述べている。「オーガニック作物や家畜と通常生産されたものの間には僅かな栄養素の含量の差があるが、それらは公衆衛生上意味がない。我々のレビューは栄養価が優れているという理由でオーガニック食品を選ぶことには根拠がないということを示す。」

※ 一つ目のレビュー (1MB)

Comparison of composition (nutrients and other substances) of organically and conventionally produced foodstuffs: a systematic review of the available literature

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/organicreviewappendices.pdf>

※ 二つ目のレビュー (333KB)

Comparison of putative health effects of organically and conventionally produced foodstuffs: a systematic review

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/organicreviewreport.pdf>

有機栽培だからといって、必ずしもおいしいものではないし、明らかに出来の悪い野菜や果物も売られている。

農家の技術レベルや生産者としてのモラル、有機商品を販売する業者の意識のモラルの違いが大きい現状では、「有機」を宣伝文句に使っているからといって、それが品質を保証するものにはなっていない。

「有機」とか「オーガニック」は単に表示の問題でしかないので、あまり大きな幻想は抱かない方がよい。また、これまでヨーロッパかぶれの「出羽の神」を信じ、有機栽培を売り物に儲けてきた業者たちは、この結果に素直に従い。「有機栽培だから安全、体に良い」といったことをイメージさせる宣伝は、慎むべきではないだろうか。

原文は以下のアドレスに掲載されているので詳細はご自身で確かめてください。

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2009/jul/organic>

農林水産省等行政からのお知らせ

1. 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針の一部改正について



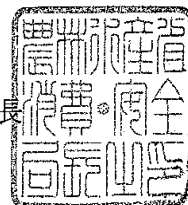
21 消 安 第 2 7 1 2 号

環水土発第090713001号

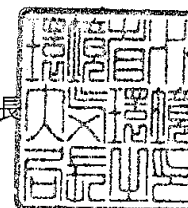
平成21年 7 月 13 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省 消費・安全局長



環境省 水・大気環境局長



特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針の一部改正について

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について（平成16年3月1日
付け15消安第6522号農林水産省消費・安全局長通知、環水土発第040301001
号環境省環境管理局水環境部長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の
上、貴組合傘下の組合員に対する周知方よろしく願います。

(別紙)

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（新旧対照表）

改正後		現行
I・II [略]	I・II [略]	
III 指定に係る手続	III 指定に係る手続	
1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲 検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬及び第2項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲げるものの以外のものであるとする。 (1)～(4) [略] (5) 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の5、6及び7において食品の成分規格が定められている物質が有効成分であるもの (6) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）において毒物、劇物又は特定毒物として定められているもの	1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲 検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬及び第2項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲げるものの以外のものであるとする。 (1)～(4) [略]	
2 [略]	2 [略]	
3 指定の手順 特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省において検討対象資材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（以下「合同会合」という。）は、薬効、安全性に関して評価を行う。 合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会では特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。	3 指定の手順 特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省において検討対象資材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合（以下「合同会合」という。）は、薬効、安全性に関して評価を行う。 合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会では特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。	
IV 特定防除資材の評価に必要な資料	IV 特定防除資材の評価に必要な資料	IV 特定防除資材の評価に必要な資料
1 資料の種類 特定防除資材の評価は、原則として、以下の（1）から（5）までに掲げる資料に基づき行うこととする。	1 資料の種類 特定防除資材の評価は、原則として、以下の（1）から（5）までに掲げる資料に基づき行うこととする。	1 資料の種類 特定防除資材の評価は、原則として、以下に掲げる資料に基づき行うこととする。

ただし、検討対象となる資材が次の①から④までに掲げる要件に該当する場合は、それぞれ記載のとおりとすることができる。

① 食品等のうち生産現場において病害虫や雑草の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制を目的とした使用実績が十分にあるもの

(5) をもって (3) に替えることができるものとする。

② 広く食用に供されるものであって十分な食経験があるもの

(4) の②を省略することができるものとする。

③ 広く食用に供されるものの抽出物 (②を除く。)

抽出方法によっては (4) の②のウを省略することができるものとする。

④ 検討対象となる資材の特性からみて、当該資材の成分等が河川等の水系に流出するおそれがないと客観的に認められるもの

(4) の③を省略することができるものとする。

なお、合同会合は評価の過程において必要と認めた場合、評価に必要な資料を追加することができるものとする。

(1) 対象資材の概要

(2) ・ (3) [略]

(4) 安全性に関する資料

① [略]

② 人畜に対する安全性に関する資料

ア～イ [略]

ウ 90日間反復経口投与毒性試験

エ～オ [略]

③ [略]

(5) 病害虫や雑草の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制を目的とした使用方法・普及状況等に関する資料

2 薬効に関する資料及び評価の目安 (1の (3) 関係)

(1) 評価に必要な資料

① 試験成績等に係る資料

農業の登録申請に係る試験成績について (平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知) 別表1の農業の薬効試験を適性の実施する能力を有する試験施設において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たすものとする。

ア 病害虫の防除に使用する資材の場合

同一の病害虫又は雑草に対する野外 (実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。)

での防除効果に係る試験成績であって、試験成績の結果として (ア) から (ウ) までの式を用いて算出したもの。ただし、種子

ただし、検討対象となる資材が広く食用に供されるものにあつては (4) の②のイ及びウを、広く食用に供されるものの抽出物の場合は抽出方法によっては (4) の②のウを、省略することができるものとする。

また、評価の過程において必要と認められた場合、さらに必要な資料を追加することができるものとする。

(1) 資料概要

(2) ・ (3) [略]

(4) 安全性に関する資料

① [略]

② 人畜に対する安全性に関する資料

ア～イ [略]

ウ 90日間反復経口投与毒性試験

エ～オ [略]

③ [略]

(5) 使用方法・普及状況等に関する資料

2 薬効に関する資料及び評価の目安 (1の (3) 関係)

(1) 評価に必要な資料

① 試験成績等に係る資料

公的試験研究機関において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たすものとする。

ア 病害虫又は雑草の防除に使用する資材の場合

同一の病害虫又は雑草に対する野外 (実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。)

での防除効果に係る試験成績であって、試験成績の結果として 防除価^Ⅱを算出したもの。ただし、種子消毒に用いる資材

消毒に用いる資材に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

(ア) 防除価^{注1} = $100 - \frac{\text{処理区の被害} / \text{無処理区の被害}}{\text{処理区の散布前密度} / \text{無処理区の散布前密度}} \times 100$

(イ) 補正密度指数^{注2} = $\frac{\text{処理区のX日後密度}}{\text{無処理区のX日後密度}} \times 100$

(ウ) 密度指数^{注2} = $\frac{\text{処理区のX日後密度}}{\text{無処理区のX日後密度}} \times 100$

注1：無処理区における病害虫の被害に対する処理区の防除効果の程度を表す指数であり、防除価が高いほど防除効果があることを示す。

2：無処理区における害虫密度に対する処理区における害虫密度をもって、防除効果を表す指数である。散布前の害虫の密度を考慮したものを補正密度指数といい、考慮しないものを密度指数という。通常、害虫の数を直接カウントした試験において使われており、当該指数が低いほど防除効果があることを示す。

イ 雑草の防除又は農作物の生理機能の増進若しくは抑制に使用する資材の場合

同一の雑草に対する野外での防除効果又は同一の農作物に対する野外での生理機能の増進若しくは抑制効果に関する試験成績

② [略]

(2) 検討対象資材の薬効が確認される目安

① 病害虫の防除に使用する資材の場合
防除価等が無処理区と比較して半分を超える効果を示す2例以上の試験結果が認められ、具体的な防除価等の数値の目安は以下のとおりであること

ア 防除価が50以上であること

イ 補正密度指数又は密度指数が50未満であること
雑草の場合
農作物の生理機能の増進若しくは抑制に使用する

② 雑草の防除又は農作物の生理機能の増進若しくは抑制に使用する資材の場合
効果の種類等の確認事項が多岐にわたるため、植物生理学等の専門家の意見も踏まえ個別に確認

3 安全性に関する資料及び評価の目安 (1の(4)関係)

(1)・(2) [略]

(3) 水産動植物に対する安全性

① 評価に必要な資料

当該検討対象資材に係る水産動植物に対する安全性に関する信頼できる文献等の調査結果

に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

(注) 防除価とは無処理区における病害虫の被害を100とした場合の処理区の防除効果の程度を示す指数をいい、次式で計算される。

防除価 = $100 - \frac{\text{処理区の被害} / \text{無処理区の被害}}{\text{処理区の散布前密度} / \text{無処理区の散布前密度}} \times 100$

イ 農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する資材の場合
同一の農作物に対する野外での生理機能の増進又は抑制効果に関する試験成績

② [略]

(2) 検討対象資材の薬効が確認される目安

① 病害虫又は雑草の防除に使用する資材の場合
防除価がいずれの試験においても50以上であること

② 農作物の生理機能の増進または抑制に使用する資材の場合
効果の種類が多岐にわたるため、植物生理学の専門家の意見も踏まえ個別に確認

3 安全性に関する資料及び評価の目安 (1の(4)関係)

(1)・(2) [略]

(3) 水産動植物に対する安全性

① 評価に必要な資料

当該検討対象資材に係る魚毒性に関する信頼できる文献等の調査結果

② 検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安 原則としてコイ又はヒメダカに対する96時間の半数致死濃度が10 mg/Lを超え、かつオオミジンコに対する48時間の半数遊泳阻害濃度 が10mg/Lを超えること	② 検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安 コイに対する48時間後の半数致死濃度が10ppmを超え、かつミ ジンコ類に対する3時間後の半数致死濃度が0.5ppmを超えること (登録農薬でいう魚毒性A)
4 極数の原材料からなる混合物の場合の取扱い すべての原材料について、その安全性が3を踏まえ確認されており、 かつそれらを混合した混合物としての薬効が2を踏まえ確認された場合 にあつては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とする。その場合 は、原材料の混合割合は規定しない。なお、混合物としての安全性につ いては、混合による化学変化の可能性がある場合等、必要に応じ確認を 行う。	
5 病害虫や雑草の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制を目 的とした使用方法・普及状況等に関する資料(1の(5)関係) 薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び 使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積 ・使用者数等普及状況等に関する資料	4 使用方法・普及状況等に関する資料(1の(5)関係) 薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び 使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積 ・使用者数等普及状況等に関する資料

(参考)

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針

I 目的

本指針は、農薬取締法第2条第1項の規定により特定防除資材（特定農薬）を指定するに当たって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方を示すものである。

II 特定防除資材指定のための評価に関する基本的考え方

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであると確認された農薬でなければならない。したがって、特定防除資材の指定に当たっては、次の点が科学的に評価されることが必要である。

1 薬効

病虫害や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の効果が確認されること

2 安全性

農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認されること

III 指定に係る手続

1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲

検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬及び同条第2項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く。）
- (2) 抗生物質
- (3) 天敵微生物（弱毒ウイルスを除く。）
- (4) 有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの
- (5) 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の5、6及び7において食品の成分規格が定められている物質が有効成分であるもの
- (6) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）において毒物、劇物又は特定毒物として定められているもの

2 検討対象資材の評価優先度

優先して評価する検討対象資材は、主に以下の点を踏まえ、農林水産省及び環境省が協議の上決める。

- (1) 安全性に懸念があるとの情報があるもの
- (2) 現に当該資材の使用が相当程度普及しているもの
- (3) 評価に必要な資料が整っているもの

3 指定の手順

特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省において検討対象資材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（以下「合同会合」という。）は、薬効、安全性に関して評価を行う。

合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会が特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。

Ⅳ 特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の種類

特定防除資材の評価は、原則として、以下の（１）から（５）までに掲げる資料に基づき行うこととする。

ただし、検討対象となる資材が次の①から④までに掲げる要件に該当する場合は、それぞれ記載のとおりとすることができる。

① 食品等のうち生産現場において病虫害や雑草の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制を目的とした使用実態が十分にあるもの

（５）をもって（３）に替えることができるものとする。

② 広く食用に供されるものであって十分な食経験があるもの

（４）の②を省略することができるものとする。

③ 広く食用に供されるものの抽出物（②を除く。）

抽出方法によっては（４）の②のウを省略することができるものとする。

④ 検討対象となる資材の特性からみて、当該資材の成分等が河川等の水系に流出するおそれがないと客観的に認められるもの

（４）の③を省略することができるものとする。

なお、合同会合は評価の過程において必要と認めた場合、評価に必要な資料を追加することができるものとする。

（１）対象資材の概要

（２）物理的・化学的性状及び成分規格に関する資料

- ① 名称（一般名、化学名等）
- ② 原材料（当該資材の原材料すべて）
- ③ 可能な範囲での有効成分及びその他の含有成分（名称及び構造式又は示性式）
- ④ 含量規格（有効成分の含量を％で表示。有効成分が複数の場合はそれぞれについて記載）
- ⑤ 製造方法
- ⑥ 性状（色、におい、形状等）

（３）薬効に関する資料

（４）安全性に関する資料

- ① 薬害（農作物に関する安全性）に関する資料
- ② 人畜に対する安全性に関する資料
 - ア 急性経口毒性試験
 - イ 変異原性試験（復帰突然変異試験）

- ウ 90日間反復経口投与毒性試験
- エ 暴露評価に係る試験（作業者暴露、作物残留及び環境残留）
- オ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料
- ③ 水産動植物に対する安全性に関する資料
- (5) 病虫害や雑草の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制を目的とした使用方法・普及状況等に関する資料

2 薬効に関する資料及び評価の目安（1の（3）関係）

（1）評価に必要な資料

① 試験成績等に係る資料

農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）別表1の農薬の薬効試験を適性を実施する能力を有する試験施設において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たすものとする。

ア 病虫害の防除に使用する資材の場合

同一の病虫害に対する野外（実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。）での防除効果に係る試験成績であって、試験成績の結果として（ア）から（ウ）までの式を用いて算出したもの。ただし、種子消毒に用いる資材に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

（ア）防除価^{注1} = $100 - \frac{\text{処理区の被害}}{\text{無処理区の被害}} \times 100$

（イ）補正密度指数^{注2} = $\frac{\text{処理区のX日後密度}}{\text{処理区の散布前密度}} \times \frac{\text{無処理区の散布前密度}}{\text{無処理区のX日後密度}} \times 100$

（ウ）密度指数^{注2} = $\frac{\text{処理区のX日後密度}}{\text{無処理区のX日後密度}} \times 100$

注1：無処理区における病虫害の被害に対する処理区の防除効果の程度を表す指数であり、防除価が高いほど防除効果があることを示す。

注2：無処理区における害虫密度に対する処理区における害虫密度をもって、防除効果を表す指数である。散布前の害虫の密度を考慮したものを補正密度指数といい、考慮しないものを密度指数という。通常、害虫の数を直接カウントした試験において使われており、当該指数が低いほど防除効果があることを示す。

イ 雑草の防除又は農作物の生理機能の増進若しくは抑制に使用する資材の場合

同一の雑草に対する野外での防除効果又は同一の農作物に対する野外での生理機能の増進若しくは抑制効果に関する試験成績

② その他必要な資料

供試農作物等の名称、評価対象資材使用時期の生育段階、対象病虫害・雑草名、当該防除資材の使用方法（使用時期、回数、散布方法、単位面積当たり使用量、希釈する場合は希釈倍数）等薬効に関し農薬登録に必要とされる事項とおおむね同様の事項を記載した資料

（2）検討対象資材の薬効が確認される目安

① 病虫害の防除に使用する資材の場合

防除価等が無処理区と比較して半分を超える効果を示す2例以上の試験結果が認められ、具体的な防除価等の数値の目安は以下のとおりであること

ア 防除価が50以上であること

イ 補正密度指数又は密度指数が50未満であること

- ② 雑草の防除又は農作物の生理機能の増進若しくは抑制に使用する資材の場合
効果の種類等の確認事項が多岐にわたるため、植物生理学等の専門家の意見も踏まえ個別に確認

3 安全性に関する資料及び評価の目安（1の（4）関係）

（1）薬害

- ① 評価に必要な資料

当該検討資材に係る薬害に関する文献等。一般的な使用方法としては想定されない方法によって使用されたときに薬害が発生するおそれがある場合には、その旨の情報

- ② 検討対象資材の薬害がないことが確認される目安
薬害の発生に関する情報がないこと

（2）人畜に対する安全性

- ① 評価に必要な資料

ア 原則として、GLP試験研究機関において実施された以下の文献等（学術論文等として発表されたものではなくても可）

(ア) 急性経口毒性試験（ラット等を用いた試験により概略の致死量を求めるとともに動物の中毒症状や状態を記録したもの）

(イ) 変異原性試験（細菌を用いた復帰突然変異試験（Ames試験））

(ウ) 90日間反復経口投与毒性試験（ラット等を用いた試験により動物の中毒症状や状態を記録したもの）

(エ) 有害性の報告があるものにあつては、暴露評価に係る試験（作業暴露、作物残留及び環境残留）

イ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

- ② 検討対象資材の人畜に対する安全性が確認される目安

①のアの試験成績により安全性が確認されていること。なお、評価の際には、当該検討対象資材の腐敗、かびの発生等二次的な悪影響の有無についても確認する。

（3）水産動植物に対する安全性

- ① 評価に必要な資料

当該検討対象資材に係る水産動植物に対する安全性に関する信頼できる文献等の調査結果

- ② 検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安

原則としてコイ又はヒメダカに対する96時間の半数致死濃度が10mg/Lを超え、かつオオミジンコに対する48時間の半数遊泳阻害濃度が10mg/Lを超えること

4 複数の原材料からなる混合物の場合の取扱い

すべての原材料について、その安全性が3を踏まえ確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が2を踏まえ確認された場合にあつては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とする。その場合は、原材料の混合割合は規定しない。なお、混合物としての安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等、

必要に応じ確認を行う。

5 病虫害や雑草の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制を目的とした使用方法・普及状況等に関する資料（1の（5）関係）

薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積・使用者数等普及状況等に関する資料

2. 「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の制定について

平成21年7月27日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省生産局農業生産支援課長

「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の制定について

農林水産省においては、従来より農林水産分野の事業者における個人情報の適切な取扱いの確保に努めてきたところですが、個人情報保護に関するガイドラインの共通化に向けた政府全体の取組の一環として、この度、下記1の新たなガイドライン及び対応要領を制定致しました。

当該ガイドライン等につきましては、本年8月1日から施行致しますが、これらに基づき、今後とも個人情報の適切な取扱いの確保に御協力下さいますようよろしくお願い致します。また、当該ガイドライン等を貴団体の会員事業者等に対して周知していただきますようよろしくお願い致します。

なお、これに伴い、下記2の現行ガイドライン及び対応要領は廃止致します。また、新たなガイドライン等に関し、現行ガイドライン等からの変更点等につきましては別添資料を御参照下さい。

新たなガイドライン等関係資料につきましては、農林水産省ホームページにおいても公表しております。

(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin_zyoho/index.html)

記

1. 制定された新たなガイドライン等
 - ・農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年7月10日農林水産省告示第924号）
 - ・農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領（平成21年7月13日付け21情第61号大臣官房情報評価課長通知）
2. 廃止される現行ガイドライン等
 - ・個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成16年11月9日農林水産省告示第2013号）
 - ・農林水産分野における事業者の個人情報漏えい事案等への対応要領（平成17年3月24日付け16情第391号大臣官房情報課長通知）

3. 花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について

事 務 連 絡
平成21年7月30日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室長

花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について

農薬によるみつばちへの危害防止対策については、これまでも「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け17消安第5679号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）に基づき、養ほうが行われている地域において、養ほう関係者と農薬使用者が情報交換等の連携を緊密に行うとともに、農薬の使用に際して、農業団体から養ほう関係者に対し、事前に農薬使用の予定の情報提供を行う等十分な危害防止対策を講ずるよう指導を行ってきたところです。しかしながら、本年春、全国各地の産地において、花粉交配用みつばちが確保できない事態が発生し、園芸作物の生産が懸念されるなど社会的問題に発展してきました。

このような花粉交配用みつばちの全国的な不足に対して、農林水産省関係部局が連携し、情報を収集及び共有して、花粉交配用みつばちの安定供給を図るため、本年4月にプロジェクトチームを設置し、現在みつばちの需給調整システムの立ち上げや園芸産地への経営支援に取り組んでいますが、予断を許さない状況です。

つきましては、今年秋以降の花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組について、別添のとおり、地方農政局等へ周知徹底を依頼しましたのでお知らせします。

貴会におかれましては、これまでも農薬危害防止運動等を通じ、みつばちへの危害防止に御尽力をいただいておりますが、本通知に基づいた取組の推進について貴会会員への周知をお願いします。



21消安第4359号
21生産第2926号
平成21年7月24日

関東農政局長 殿

消費・安全局長

生産局長

花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について

みつばちは、はちみつ等の有用な畜産物の生産のみならず、いちごやメロン、すいか等園芸作物の花粉交配には不可欠であり、生産現場における省力化及び高品質化を図る上で重要な役割を担っております。

しかしながら、本年春、全国各地の産地において花粉交配用みつばちが確保ができないう事態が発生し、園芸作物の生産が懸念されるなど、社会的な問題に発展しました。

このような中で、需給マッチングシステムの構築や運営、平成21年度補正予算による花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業等の対策を講じておりますが、予断を許さない状況です。

つきましては、本年秋以降の花粉交配用みつばちの需要期に不足なく、安定的に花粉交配用みつばちが活用できるよう、下記の点について、貴管内の各都県に対して協力要請及び農業団体、養蜂関係団体等に対する協力要請に係る依頼をお願いします。

記

1. 都道府県においては、
 - (1) 花粉交配用みつばちの安定的な供給を確保するため、都道府県内の園芸産地における、花粉交配用みつばちの時期別の需要量を的確に把握するとともに、園芸産地と養蜂農家等との間の連絡体制を整備する等により、花粉交配用みつばち需給のマッチングに努めること
 - (2) 農薬散布によるみつばち被害事故を防止するため、耕種農家と養蜂農家との連絡協議会を設置し、農薬散布時期や蜂場の位置と設置時期に関する情報の交換、事故発生時の連絡体制の整備等により、相互に連携が図れるよう努めること

等により、都道府県内におけるみつばちの安定的な増殖及び花粉交配用みつばちの安定供給に努めること。

2. 園芸産地における花粉交配用みつばちの利用者においては、

- (1) 養蜂農家やみつばち供給業者との連携を密にし、養蜂農家等に対して、あらかじめ必要数量の増殖を依頼すること
 - (2) 定期的に必要数量確保の見込みについて確認し、確保が困難となった場合、早めに都道府県へ報告し、需給調整システムによる解決を図ること
 - (3) 特に園芸施設内でみつばちを利用する場合には、適切な場所への巣箱の設置、給餌、施設内の温度管理等に配慮すること
- 等により、みつばちの確保と長期利用に努めること。

3. 養蜂農家においては、

- (1) 万が一依頼を受けた花粉交配用みつばちの予定数量の確保が困難なことが見込まれた場合は、供給先へのすみやかな情報伝達に努めること
 - (2) 園芸農家における飼養管理技術向上に資する情報提供や指導・助言を行うこと
- 等により、花粉交配用みつばちの安定的確保に協力していただきたいこと。

4. 国内での新型インフルエンザ感染拡大に備えた「基本的対処方針等のQ&A」

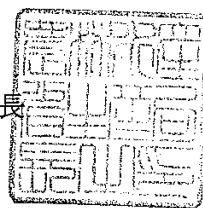


21生産第2903号

平成21年7月23日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省生産局長



国内での新型インフルエンザ感染拡大に備えた「基本的対処方針等のQ&A」、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定に関する情報提供の実施について

このことについて、別添のとおり、国内での新型インフルエンザ感染拡大に備えた「基本的対処方針等のQ&A」、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定について、農林水産省大臣官房食料安全保障課長から通知がありましたので、御了知の上、貴団体としての対応をお願いするとともに、傘下の関係事業者に周知していただくようお願いいたします。



21食第34号
平成21年7月23日

生産局長 殿

大臣官房食料安全保障課長

国内での新型インフルエンザ感染拡大に備えた「基本的対処方針等のQ&A」、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定に関する情報提供の実施について

国内での新型インフルエンザの発生とその後の状況変化を踏まえ、農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、5月22日に新たな「基本的対処方針」とそのQ&Aについて情報提供し、感染拡大の防止のための措置の徹底について要請をお願いしているところです。

また6月19日には、諸外国や我が国における感染拡大状況等に鑑み、政府の第3回新型インフルエンザ対策本部幹事会において「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定版が提出され、公表されております（別紙2及び3）。

これを踏まえ、本日、「基本的対処方針等のQ&A」（別紙1）が改定され、公表されましたので、各課局庁においては、所管の農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、これらの情報を提供し、改めて傘下事業者等における感染拡大の防止のための措置、改定された運用指針等に基づく措置等の実施に遺漏なきよう要請方お願いします。



(参考)

「基本的対処方針のQ & A」の改定について
～ これまでの「Q & A」との変更のポイント ～

(基本的考え方について)

- 今回の新型インフルエンザの感染拡大状況及び特性が説明された上、今後、秋冬に向けて国内での患者数の大幅な増加が起こりうるという観点に立ち、適切な医療を提供することが必要とし、
 - ① 重症患者数の増加に対応できる病床の確保と重症患者の救命を最優先とする医療提供体制の整備
 - ② 院内感染対策の徹底等による基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化
 - ③ 感染拡大及びウイルスの性状の変化を可能な限り早期に探知するサーベイランスの着実な実施
 - ④ 感染の急速な拡大と大規模かつ一斉の流行を抑制・緩和するための公衆衛生対策の効果的な実施
- という考え方にに基づき、必要な対策を速やかに講じるものとすることが明記。

また、これまでは感染者・患者の発生した地域を大きく「感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域」と「急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域」の2つのグループに分けて指針の運用を行ってきたが、このグループ分けを廃止する。

(患者・濃厚接触者について)

- 患者においては、これまで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、感染症指定医療機関等への入院措置とすることとしていたが、今後は、入院措置ではなく、原則として、外出を自粛し、自宅において療養することとする。

基礎疾患を有する者等については、抗インフルエンザウイルス薬の投与や入院治療を考慮。

- 濃厚接触者においては、都道府県等が外出自粛など感染拡大防止行動の重要性をよく説明し、協力を求めるとともに、一定期間に発熱等の症状が出現した場合、保健所への連絡を要請することとする。

平成 21 年度農薬工業会出荷実績表 (5 月、6 月)

使用分野	種 別	用 途	数 量				金 額				比 較			
			当 月		累 計		当 月		累 計		当 月		累 計	
			20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
水稲	殺虫剤	スズメ	145	103	1,284	1,222	45	34	401	404	-12	71.0	-62	95.2
		ゲンコバ	69	55	634	565	44	36	572	532	-42	79.7	-69	89.1
		スズメゲンコバ	877	847	5,314	5,255	690	1,036	4,897	5,627	-730	96.6	-59	98.9
		スズメゲンコバ	92	71	933	971	105	92	1,461	1,555	-21	77.2	38	104.1
		その他	374	217	2,434	2,989	294	163	1,201	1,849	-157	58.0	535	122.0
	殺菌剤	小 計	1,556	1,293	10,600	10,982	1,179	1,360	8,533	9,967	-263	83.1	-382	103.6
		イセナ	988	728	4,459	3,654	761	661	3,989	3,493	-230	76.0	-795	82.2
		モナレ	51	132	560	623	53	107	510	570	81	258.8	63	111.3
		イセナナレ	57	66	515	370	98	146	590	548	9	115.8	-145	71.8
		その他	110	77	2,442	2,197	178	191	4,285	4,308	-33	70.0	-245	90.0
果樹	殺虫剤	小 計	1,176	1,093	7,976	6,854	1,090	1,105	9,374	8,919	-173	85.3	-1,122	85.9
		イセナ	819	703	10,264	9,301	1,174	1,127	18,289	17,839	-116	85.8	-363	90.6
		イセナナレ	76	78	604	445	108	138	484	561	2	102.6	-159	73.7
		イセナナレ	573	406	5,069	4,216	702	546	7,553	7,576	-167	70.9	-853	83.2
		その他	2	8	159	252	7	24	484	661	6	400.0	93	158.5
	殺菌剤	小 計	1,470	1,196	16,096	14,214	1,991	1,834	26,810	26,638	-274	81.4	-1,882	88.3
		初期	292	220	4,297	4,344	387	323	5,447	5,972	-72	75.3	47	101.1
		中期	673	591	5,534	5,254	601	600	4,905	5,378	-82	87.8	-280	94.9
		後期	69	83	549	596	144	185	1,063	1,311	24	134.8	47	108.6
		その他	1,253	1,078	16,296	15,686	2,687	2,327	37,995	38,938	-175	86.0	-610	96.3
野菜畑作	殺虫剤	小 計	2,611	2,128	29,553	28,639	4,311	3,682	54,640	57,714	-483	81.5	-914	96.9
		ゲンコバ	34	26	616	485	273	212	5,179	4,405	-8	76.5	-131	78.7
		スズメ	97	36	5,912	5,428	29	12	1,584	1,857	-61	37.1	-484	91.8
		その他	216	157	2,612	2,457	969	792	13,500	13,090	-69	72.7	-155	94.1
		小 計	347	219	9,140	8,370	1,271	1,016	20,263	19,353	-128	63.1	-770	91.6
	殺菌剤	石灰硫黄合剤	0	1	1,210	1,096	0	0	132	128	1	-	-114	90.6
		その他	297	219	5,263	5,143	788	642	16,156	17,400	-78	73.7	-120	97.7
		小 計	297	220	6,474	6,239	788	642	16,288	17,529	-77	74.1	-235	96.4
		全殺	1	1	36	32	1	1	39	38	0	100.0	-4	88.9
		全殺	322	171	3,514	3,195	642	396	7,789	8,271	-151	53.1	-319	90.9
その他	殺虫剤	小 計	967	610	19,164	17,837	2,702	2,055	44,379	45,191	-357	63.1	-1,327	93.1
		ゲンコバ	35	23	447	348	225	138	2,899	2,334	-12	65.7	-99	77.9
		スズメ	682	806	12,062	11,469	312	417	5,613	5,813	124	118.2	234	98.9
		その他	2,606	1,776	21,677	21,443	3,057	2,310	30,714	32,033	-830	68.2	-234	98.9
		小 計	3,323	2,605	34,185	33,260	3,594	2,865	39,226	40,180	-718	78.4	-925	97.3
	殺菌剤	土壌	404	468	9,388	8,782	408	438	7,913	8,111	64	115.8	-606	93.5
		その他	534	464	9,450	8,571	1,129	974	20,143	20,918	-70	86.9	-879	90.7
		小 計	938	932	18,838	17,353	1,537	1,432	28,056	29,029	-6	99.4	-1,485	92.1
		全殺	121	158	855	943	99	107	798	890	37	130.6	88	110.3
		全殺	894	788	8,614	8,527	1,290	1,290	15,021	17,332	-126	85.9	-87	99.0
その他	殺虫剤	小 計	5,276	4,463	62,493	60,083	6,471	5,693	83,101	87,432	-813	84.6	-2,410	96.1
		ゲンコバ	468	346	2,333	2,310	800	757	4,283	4,241	-122	73.9	-23	99.0
		スズメ	80	53	594	527	410	265	2,903	2,630	-27	66.3	-67	88.7
		その他	287	202	1,289	1,186	134	96	570	518	-85	70.4	-103	92.0
		小 計	1,036	730	8,350	8,162	1,162	1,149	16,190	16,987	-305	70.5	-218	97.4
	殺菌剤	土壌	1,871	1,331	12,596	12,185	3,106	2,268	23,946	24,377	-540	71.1	-411	96.7
		その他	82	94	1,512	1,494	581	699	5,299	5,275	12	114.6	-18	98.8
		小 計	0	0	25	25	0	0	25	24	0	-	0	100.0
		全殺	331	209	3,164	2,917	201	165	2,187	2,320	-122	63.1	-247	92.2
		全殺	415	306	4,813	4,469	786	870	7,977	7,932	-109	73.7	-344	92.9
合計	殺虫剤	小 計	15,341	12,339	163,292	155,264	21,637	18,868	258,761	268,169	-3,012	80.4	-8,028	95.1
		ゲンコバ	2	3	113	34	5	6	465	312	1	150.0	-79	30.1
		スズメ	415	306	4,813	4,469	786	870	7,977	7,932	-109	73.7	-344	92.9
		その他	2	3	113	34	5	6	465	312	1	150.0	-79	30.1
		小 計	15,341	12,339	163,292	155,264	21,637	18,868	258,761	268,169	-3,012	80.4	-8,028	95.1
	殺菌剤	小 計	15,341	12,339	163,292	155,264	21,637	18,868	258,761	268,169	-3,012	80.4	-8,028	95.1
		ゲンコバ	2	3	113	34	5	6	465	312	1	150.0	-79	30.1
		スズメ	415	306	4,813	4,469	786	870	7,977	7,932	-109	73.7	-344	92.9
		その他	2	3	113	34	5	6	465	312	1	150.0	-79	30.1
		小 計	15,341	12,339	163,292	155,264	21,637	18,868	258,761	268,169	-3,012	80.4	-8,028	95.1

使用分野	種 別	用 途	数 量				金 額				比 較			
			当 月		計		当 月		計		計		当 月	
			20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
水稲	殺虫剤	マイコトキン クマノコバ マイコトキン イミダゾール その他	64	73	611	607	29	32	263	282	9	114.1	-4	99.3
			78	50	525	440	53	44	551	496	-28	64.1	-85	83.8
			503	532	6,943	6,853	562	600	5,917	6,703	29	105.8	-90	98.7
			72	70	1,005	1,041	70	70	1,532	1,625	-2	97.2	36	103.6
			112	129	2,344	2,896	67	159	1,058	1,792	17	115.2	562	123.5
			828	854	11,428	11,837	781	905	9,321	10,879	26	103.1	409	103.6
			531	485	4,990	4,149	511	525	4,501	4,018	-46	91.3	-841	83.1
			127	133	687	756	121	134	631	704	6	104.7	69	110.7
			65	87	580	457	186	239	776	787	22	133.8	-123	78.8
			121	59	2,563	2,256	79	59	4,364	4,367	-62	48.8	-307	88.0
殺菌剤	イネ イネカ イネカ その他	小 計	844	764	8,820	7,618	898	957	10,272	9,875	-192	90.5	-1,202	86.4
			510	318	10,927	9,787	623	515	19,330	18,838	-192	62.4	-1,140	89.6
			118	154	722	600	117	136	602	697	36	130.5	-122	83.1
			283	222	5,352	4,438	410	444	7,963	8,020	-61	78.4	-914	82.9
			53	86	60	169	57	80	123	257	33	162.3	109	281.7
			964	780	17,060	14,994	1,206	1,174	28,017	27,812	-184	80.9	-2,066	87.9
			21	22	4,318	4,366	45	43	5,491	6,015	1	104.8	-388	94.0
			891	783	6,425	6,037	906	914	5,811	6,292	-108	87.9	-388	94.0
			180	197	729	793	256	294	1,319	1,505	17	109.4	64	108.8
			528	508	16,824	16,194	790	778	38,785	39,716	-20	96.2	-630	96.3
果樹	殺虫剤	マイコトキン クマノコバ マイコトキン イミダゾール その他	324	185	3,201	2,944	594	384	5,824	6,499	-139	57.1	-267	92.0
			1,943	1,695	31,496	30,334	2,591	2,413	57,231	60,127	-248	87.2	-1,162	96.3
			4,579	4,093	68,805	64,784	5,477	5,448	104,841	108,693	-486	89.4	-4,021	94.2
			41	31	656	516	323	324	5,502	4,729	-10	75.6	-140	78.7
			213	148	6,128	5,577	63	52	1,647	1,909	-65	69.5	-549	91.0
			188	179	2,800	2,636	933	986	14,433	14,076	-9	95.2	-164	94.1
			442	353	9,582	8,729	1,319	1,362	21,582	20,714	-84	81.0	-853	91.1
			10	1	1,220	1,096	1	0	133	128	-9	10.0	-124	89.8
			291	250	5,554	5,393	728	696	16,884	18,096	-41	85.9	-161	97.1
			301	251	6,774	6,490	729	696	17,017	18,225	-50	83.4	-284	95.8
野菜畑作	殺菌剤	マイコトキン クマノコバ マイコトキン イミダゾール その他	1	1	37	33	2	1	41	39	0	100.0	-4	89.2
			371	241	3,885	3,437	861	612	8,650	8,883	-130	65.0	-448	88.5
			1,114	851	20,279	18,688	2,910	2,671	47,290	47,861	-263	76.4	-1,591	92.2
			30	23	476	371	175	147	3,074	2,481	-7	76.7	-105	77.9
			1,099	1,289	13,161	12,759	483	647	6,096	6,459	190	117.3	-402	96.9
			2,421	2,268	23,906	23,492	3,532	3,658	34,131	35,558	-153	93.7	-414	98.3
			3,560	3,580	37,543	36,621	4,190	4,451	43,301	44,499	30	100.8	-922	97.5
			1,222	690	10,610	9,472	1,031	628	8,944	8,739	-532	56.5	-1,138	89.3
			454	456	9,712	8,807	1,262	1,250	21,286	22,032	2	100.4	-905	90.7
			1,576	1,145	20,322	18,279	2,294	1,878	30,230	30,771	-531	68.3	-2,043	89.9
その他	殺菌剤	マイコトキン クマノコバ マイコトキン イミダゾール その他	265	381	1,505	1,763	197	315	1,235	1,479	116	116.3	258	117.1
			914	869	9,548	9,416	1,234	1,364	16,284	18,730	-45	95.1	-132	98.6
			6,405	5,975	68,919	66,079	7,915	8,009	91,050	95,478	-431	93.3	-2,840	95.9
			336	359	2,667	2,667	596	727	4,868	4,957	23	106.8	0	100.0
			82	81	676	613	519	553	3,422	3,241	-1	98.8	-63	90.7
			249	209	1,538	1,396	123	101	693	619	-40	83.9	-142	90.8
			931	807	9,291	8,949	1,165	1,449	17,326	18,396	-124	86.7	-342	96.3
			1,597	1,456	14,172	13,625	2,404	2,830	26,309	27,213	-141	91.2	-547	96.1
			114	94	1,626	1,587	544	614	5,843	5,890	-20	82.5	-39	97.6
			0	0	25	25	0	0	25	24	0	-	0	100.0
分類なし	殺菌剤	マイコトキン クマノコバ マイコトキン イミダゾール その他	331	293	3,495	3,210	245	291	2,433	2,611	-38	88.5	-285	91.8
			5	6	118	40	542	886	1,071	1,266	1	120.0	-78	33.9
			450	393	5,263	4,862	1,331	1,792	9,372	9,791	-57	87.3	-401	92.4
			14,146	12,768	177,438	168,038	20,037	20,749	278,862	289,037	-1,378	90.3	-9,400	94.7
			371	241	3,885	3,437	861	612	8,650	8,883	-130	65.0	-448	88.5
			1,114	851	20,279	18,688	2,910	2,671	47,290	47,861	-263	76.4	-1,591	92.2
			30	23	476	371	175	147	3,074	2,481	-7	76.7	-105	77.9
			1,099	1,289	13,161	12,759	483	647	6,096	6,459	190	117.3	-402	96.9
			2,421	2,268	23,906	23,492	3,532	3,658	34,131	35,558	-153	93.7	-414	98.3
			3,560	3,580	37,543	36,621	4,190	4,451	43,301	44,499	30	100.8	-922	97.5
分類なし	殺菌剤	マイコトキン クマノコバ マイコトキン イミダゾール その他	1,222	690	10,610	9,472	1,031	628	8,944	8,739	-532	56.5	-1,138	89.3
			454	456	9,712	8,807	1,262	1,250	21,286	22,032	2	100.4	-905	90.7
			1,576	1,145	20,322	18,279	2,294	1,878	30,230	30,771	-531	68.3	-2,043	89.9
			265	381	1,505	1,763	197	315	1,235	1,479	116	116.3	258	117.1
			914	869	9,548	9,416	1,234	1,364	16,284	18,730	-45	95.1	-132	98.6
			6,405	5,975	68,919	66,079	7,915	8,009	91,050	95,478	-431	93.3	-2,840	95.9
			336	359	2,667	2,667	596	727	4,868	4,957	23	106.8	0	100.0
			82	81	676	613	519	553	3,422	3,241	-1	98.8	-63	90.7
			249	209	1,538	1,396	123	101	693	619	-40	83.9	-142	90.8
			931	807	9,291	8,949	1,165	1,449	17,326	18,396	-124	86.7	-342	96.3
分類なし	殺菌剤	マイコトキン クマノコバ マイコトキン イミダゾール その他	1,597	1,456	14,172	13,625	2,404	2,830	26,309	27,213	-141	91.2	-547	96.1
			114	94	1,626	1,587	544	614	5,843	5,890	-20	82.5	-39	97.6
			0	0	25	25	0	0	25	24	0	-	0	100.0
			331	293	3,495	3,210	245	291	2,433	2,611	-38	88.5	-285	91.8
			5	6	118	40	542	886	1,071	1,266	1	120.0	-78	33.9
			450	393	5,263	4,862	1,331	1,792	9,372	9,791	-57	87.3	-401	92.4
			14,146	12,768	177,438	168,038	20,037	20,749	278,862	289,037	-1,378	90.3	-9,400	94.7
			371	241	3,885	3,437	861	612	8,650	8,883	-130	65.0	-448	88.5
			1,114	851	20,279	18,688	2,910	2,671	47,290	47,861	-263	76.4	-1,591	92.2
			30	23	476	371	175	147	3,074	2,481	-7	76.7	-105	77.9

蓮の花 (Lotus)



上野不忍池で写す

蓮の花はレンゲ（蓮花）と呼ばれ、仏教では釈尊が蓮華の上で瞑想する絵が描かれ、極楽浄土の象徴とされる。そのため、蓮華をかたどった台座に仏像を乗せたり、厨子の扉の内側に蓮華の彫刻を施したりしている。また死後に極楽浄土に往生し、同じ蓮花の上に生まれ変わって身を託すという思想があり、「一蓮托生」という言葉の語源になっている。

蓮の花は早朝に咲き昼には閉じる。インドとスリランカでは国の花に指定されている他、マカオの区旗にもデザインされている。なお、果実の皮はとても厚く、土の中で発芽能力を長い間保持することができる。昭和 26 年 3 月、千葉市にある東京大学検見川厚生農場の落合遺跡で発掘され、理学博士の大賀一郎が発芽させることに成功したハスの実は、放射性炭素年代測定により今から 2000 年前の弥生時代後期のものであると推定された。これが有名な大賀ハスである。また、古代エジプトでは、夜になると水面に沈み、朝に再び水上に花を咲かせることから、復活・再生の象徴となっている。私的なことで恐縮だが、私が中国の武漢の近くの慶州市に出張したとき、20 キロにわたり蓮田で、昼・夕食に 2 週間連続で蓮の実の料理を出されたのには閉口した思い出がある。

蓮の花の花言葉は「雄弁」こんな人、全農薬の職員の中にもだれかいませんか？

分類
界：植物界 Plantae
門：被子植物門 Magnoliophyta
綱：双子葉植物綱 Magnoliopsida
目：スイレン目 Nymphaeales
科：ハス科 Nelumbonaceae
属：ハス属 <i>Nelumbo</i>
種：ハス <i>N. nucifera</i>
学名
<i>Nelumbo nucifera</i>
和名
ハス
英名
Lotus

文責：老 加算（ロータス）